

第4回関東弁護士会連合会賞を受賞しました

— 憲法問題検討委員会

2019年9月27日に、当会の憲法問題検討委員会が、「第4回関東弁護士会連合会賞」を受賞しました！以下、関東弁護士会連合会（以下「関弁連」とする）の発表です。

「関東弁護士会連合会賞」について

関弁連では、当連合会の発展に貢献した委員会、組織又は個人の実績を公表して顕彰することで、関弁連管内における様々な活動により成果を上げていることを広く周知し、よって関弁連管内における活動の促進を図り、基本的人権の擁護と社会正義の実現に寄与することを目的として、平成27（2015）年1月15日に「関東弁護士会連合会賞」が創設されました。

「関東弁護士会連合会賞」の表彰対象について

「関東弁護士会連合会賞」は、関弁連管内における

- ・各弁護士会の委員会、組織若しくは会員
 - ・関弁連の委員会その他委員会に準ずる組織若しくは委員
- を表彰の対象としています。

「関東弁護士会連合会賞」の選考基準について


「関東弁護士会連合会賞」は、関弁連の趣旨に鑑み、対象となる研究・活動の先進性、地域貢献性又は相互啓発性を考慮し、当該連合会の発展に貢献をし、かつ、その活動及び成果を広く周知するのに適したものであることを、その選考の基準としています。

受賞理由（しおりより抜粋）

- ◆第二東京弁護士会憲法問題検討委員会は、解

釈変更により集団的自衛権行使を容認するとの閣議決定がなされた2014年7月以降、東京・有楽町の街頭において、「憲法違反の安全保障法を廃止し、立憲主義の回復を求める街頭宣伝活動」を継続して行い、特に2016年度以降は雨天中止を除き、毎月実施されている。

- ◆街頭宣伝活動においては、安全保障関連法案の違憲性のみならず、憲法・立憲主義とは何かについて分かりやすくスピーチし、日弁連等のパンフレットやグッズを配布し、市民に対する知憲活動を行っている。また街頭宣伝活動の実施にあたっては、第二東京弁護士会のウェブサイト、ツイッターにより、事前に広報宣伝を行い、事後にも必ず画像を付け、目を引く工夫を凝らした活動の報告をしており、弁護士会がどのような主張をし、どのような活動をしているのかについて、より多くの人々に共有されるようになっている。

- ◆第二東京弁護士会の上記委員会においては5年にわたって街頭宣伝活動が継続されており、SNS等の利用により市民に対する知憲活動の拡散に努めているなど、他会の委員会には見られない活動である。上記街頭宣伝活動には、東京弁護士会、第一東京弁護士会、日本弁護士連合会及び当連合会等の役員、会員が多数参加されており、第二東京弁護士会の活動に限られない広がりをもっており、いわば、管内弁護士会の憲法問題に関する活動の象徴といえる。 



第4回関弁連賞表彰式の様子